

臓器提供意思表示カードの記入方法

STEP 1 意思の選択

自分の意思に合う番号に**ひとつだけ**○をしてください。

STEP 2 提供したくない臓器の選択

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。
なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

- 脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球
- 心臓が停止した死後：腎臓・脾臓・眼球

STEP 3 特記欄への記載について

a) 組織の提供について

1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

b) 親族優先の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、下の欄をお読みいただいた上で、「親族優先」と記入できます。

注 意 事 項

保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずその窓口で電子的確認を受けるか、この証を提出してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3 私は、臓器を提供しません。

(1または2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕

署名年月日 年 月 日

本人署名(自筆) 家族署名(自筆)

STEP 4 署名欄

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。

記入は、強制ではありません。記入しなくても、医療機関等を受診することができます。

新しい国民健康保険被保険者証(保険証)をお送りします

現在お持ちの保険証(薄い黄色)の有効期限が切れるため、新しい保険証(薄いピンク色)をお送りします。新しい保険証(薄いピンク色)の有効期限は、令和7年11月30日です(令和6年12月2日から令和7年12月1日までに75歳に到達される方の有効期限は、誕生日の前日となっております。)

表面

保険証の氏名の漢字表記は、住民票のとおりとなります。

京 都 府 有 効 期 限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

国民健康保険 交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

被 保 険 者 証 記 号 京〇〇〇〇〇〇 番 号 〇〇〇〇(枝番)〇〇

氏 名 京都 太郎 性別 男

生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

適用開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

世帯主氏名 京都 太郎

住 所 京都市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

保険者番号 * * 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 京 都 市 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 (〇〇区役所)

裏面

臓器提供意思表示カード欄の記入方法は4頁をご確認ください。

注 意 事 項

保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずその窓口で電子的確認を受けるか、この証を提出してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3 私は、臓器を提供しません。

(1または2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕

署名年月日 年 月 日

本人署名(自筆) 家族署名(自筆)

※有効期限の切れた保険証は、区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)へご返却いただくか、細かく切り刻んで処分してください。

！ ご注意ください

- 医療機関等で受診するときは、現行の保険証もしくは健康保険証としての利用登録済みのマイナンバーカード(マイナ保険証)を提示してください。
- 医療費の一部負担金の割合は、小学校就学前の方は2割、70歳～74歳の方は2割又は3割、その他の方は3割です。**70～74歳の方は、「高齢受給者証(※)」によって負担割合を確認しますので、医療機関等で受診される際には、今回お送りした「保険証(薄いピンク色)とお持ちの「高齢受給者証(白色)の両方を提示してください。**
※高齢受給者証は、70歳の誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)に郵送しており、70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から使用していただけます。
- ★ **後期高齢者医療制度の保険証をお持ちの方には、国民健康保険の保険証はお送りしておりません。**
医療機関等で受診される際は、後期高齢者医療制度の保険証もしくはマイナ保険証を提示してください。
※75歳の誕生日から使用いただく後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前日までにお送りします。
なお、令和6年10月又は11月中旬に75歳に到達される方については、現在お持ちの保険証(薄い黄色)の有効期限までに後期高齢者医療制度の保険証が届きますので、今回、国民健康保険の保険証は送付していません。
- 福祉医療費受給者証をお持ちの方は、医療機関等で受診される際に保険証と一緒に提示してください。
- 保険証は丈夫な素材で作っていますが、水にぬらさないようご注意ください。保険証のカバーをご希望の方には、区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)でお渡ししています。
- 保険証の右上に印字している1桁の数字は、京都市が使用している番号です。被保険者の方の情報や国民健康保険料の納付状況を示すものではありません。
- 職場の健康保険に加入された場合など、加入する健康保険の種類が変わられたときは、忘れずに国民健康保険の脱退の届出をしていただくとともに、月の途中でも医療機関等に新しい保険証を提示してください。
脱退の届出をされないまま、誤って国民健康保険の保険証を使って診療を受けた場合、国民健康保険が負担した医療費を後日返還していただくことがあります。



現行の保険証については、令和6年12月2日に廃止されます。廃止日以降は、保険証の発行ができなくなりますが、今回お送りした新しい保険証は有効期限まで使用できます。

令和6年12月2日以降に新しく国民健康保険に加入される方や発行済みの保険証を紛失された方などについては、保険証を発行できませんので、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を発行します。

保険証廃止後の詳細については、同封の「保険証廃止後のマイナ保険証の取扱い」についてのリーフレットをご覧ください。

親族への優先提供をお考えの方へ ！ 以下をお読みください。

親族優先提供の意思表示については、(公社)日本臓器移植ネットワークのホームページからの意思登録をおすすめします。

親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの条件をすべて満たす必要があります。

- 1 ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。
- 2 臓器提供の際、親族(配偶者※1、子ども※2、父母※2)が移植希望登録をしている。
※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。
※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。
- 3 医学的な条件(適合条件)を満たしている。

親族優先提供についての留意事項

- 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- 「〇〇さんにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

臓器提供について意思表示した内容を第三者に知られたくない場合

今回お送りした京都府国民健康保険被保険者証の台紙左下に「個人情報保護シール」を貼付しています。この「個人情報保護シール」を台紙からはがし、意思表示欄の上に貼ることにより、個人情報を保護することができます。



個人情報保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。

注 意 事 項

保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずその窓口で電子的確認を受けるか、この証を提出してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3 私は、臓器を提供しません。

(1または2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕

署名年月日 年 月 日

本人署名(自筆) 家族署名(自筆)

臓器提供に関する
お問合せ先

(公社)日本臓器移植ネットワーク

電話(フリーダイヤル) 0120-78-1069 ホームページ <https://www.jotnw.or.jp/>

京都市印刷物 第064510号
発行/京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課
令和6年11月発行

京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

マイナンバーカードを保険証として利用できます

マイナンバーカードの読み取り等に必要な機器が設置されている医療機関・薬局（以下「医療機関等」といいます。）において、マイナンバーカードを保険証として利用できます。マイナンバーカードを保険証として利用することで、就職や転職等をして継続して保険証として使用できることに加え、マイナポータルを活用して自分の健康管理に関する情報を閲覧することができるなど、様々なメリットがあります（詳しくは、次ページ記載の「Q.3 マイナ保険証を利用するとどんないいことがあるの？」参照）。

※ 必要な機器が導入されていない医療機関等では、引き続き窓口で今回お送りした保険証を提示していただく必要があるため、保険証の紛失等にはくれぐれもご注意ください。

！ マイナンバーカードを保険証として利用するためには マイナンバーカード取得後、保険証利用の事前登録が必要です！

事前登録は、マイナポータルやセブン銀行ATM、医療機関・薬局にて手続可能です。

マイナポータル（※）での、登録方法については、特設サイトをご確認ください。
https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

（※）子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

なお、**区役所・支所保険年金課に設置しているマイナポータル接続用端末は、保険証利用の事前登録専用となっております、それ以外の手続申込等はできません。**



Q.1 マイナ保険証はどこで使えるの？

マイナンバーカードの保険証利用に対応する医療機関等には「マイナ受付」のポスターやステッカーが掲載されています。

※ 利用できる医療機関等は厚生労働省のホームページでも確認できます。



Q.2 マイナ保険証はどうやって使うの？

医療機関等の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認をします。

※ マイナンバーカードの保険証利用は、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関等の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。



マイナンバーカードをお持ちでない方は…

この機会にぜひ申請をお願いします！

オンライン又は郵送での申請のほか、京都市マイナンバーカードセンターや区役所・支所（※）でも申請が可能です。

また、市内各所で実施している出張申請窓口もぜひご利用ください。

（※）区役所・支所は申請サポート

申請手続きについて、詳しくはこちらからご確認ください。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000290445.html>



Q.3 マイナ保険証を利用するとどんないいことがあるの？



健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越をしてもマイナンバーカードを保険証としてご利用いただけます。ただし、加入する健康保険の種類が変わる場合は、加入・脱退等の届出が引き続き必要です。



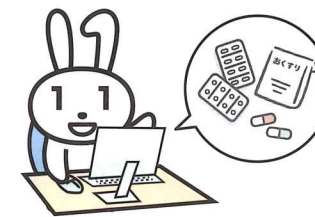
より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めて受診する医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます。同意せずに共有しないことも可能です。



自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルからご自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。



オンラインで医療費控除が簡単に！

確定申告の医療費控除申請を行うときにマイナポータルを通じて、医療費通知情報が自動入力できるため、申請が簡単になります。



手続なしで限度額を超える一時的な支払いが不要に！

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証については、これまでは区役所・支所保険年金課（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へ事前に申請する必要がありましたが、マイナ保険証が利用できる医療機関等では、事前申請なしで限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の持参が不要となります。

- ※1 加入手続後すぐに高額な受診をされる場合は、情報連携に数日程度の時間を要するため、加入手続時に申請を行ってください。
- ※2 同月内に複数の医療機関を受診した場合は、後日、高額療養費の申請手続が必要です。
- ※3 長期該当（市民税非課税世帯で、申請月を含む直近12か月の入院日数が90日を超える場合）が適用されるためには、申請が必要です。
- ※4 保険料に滞納がある場合など、医療機関等で限度額適用区分が確認できない場合があります。

マイナンバーカードについてのお問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

※紛失・盗難等による一時利用停止については、24時間365日受け付けています。